

答申第236号（諮問第245号）

「群馬県地域おこし協力隊のポータルサイト「ツナグンマ」の研修会情報に、平成29年5月19日、同年6月26日、平成30年2月12－13日、同年5月25日にそれぞれ研修会がひらかれ、県内各地から参加した協力隊員や市町村職員らが紹介されているが、その際の参加隊員・職員ら参加者の氏名と所属先がわかる情報（名簿、参加者リストの類）。」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った部分開示決定のうち、別表（え）欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年1月29日付けで、「群馬県地域おこし協力隊のポータルサイト「ツナグンマ」の研修会情報に、平成29年5月19日、同年6月26日、平成30年2月12－13日、同年5月25日にそれぞれ研修会がひらかれ、県内各地から参加した協力隊員や市町村職員らが紹介されているが、その際の参加隊員・職員ら参加者の氏名と所属先がわかる情報（名簿、参加者リストの類）。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表（あ）欄の文書（以下「本件公文書」という。）であると特定し、令和3年2月10日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書の一部を開示しない理由を別表（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和3年3月29日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の補正

実施機関は、本件審査請求について要件審査を行い、形式上の不備があるとして、令和3年4月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律68号）第23条に基づき補正を求めたところ、請求人は令和3年5月31日付けで補正を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和3年6月29日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和3年7月21日付けで反論書を作成し、実施機

関に提出した。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和3年8月26日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第3 争点

本件処分で非開示とされた部分が条例第14条第2号に該当するとした部分開示決定が妥当か。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示決定を求める。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例の解釈等について

条例第14条については、原則開示とする条例第13条の趣旨を基本方針とした上で、例外的に非開示情報を定義づけたものであり、運用においては、原則開示の基本方針を安易な裁量で歪めてはならない。

実施機関が定めた、条例の解釈と運用基準にも「原則開示のルールの下では、非開示情報に該当するとして例外的に非開示の決定がなされた場合、その非開示決定の妥当性を立証する責任は実施機関が負うものである」と明記され、自らに説明責任を課している。

実施機関が自ら正しく説明責任を果たさない限り、住民の行政への信頼醸成はおぼつかない。むやみに黒塗りで隠し、支離滅裂な弁明をするのではなく、地域活性化のために尽力しようと熱意ある隊員及び隊員を志す人たちのために、不誠実な対応をやめ説明責任を果たして欲しい。

(2) 地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊の制度の目的は、都市部の住民を地域に受け入れてその地域のプロモーションや農林水産業に従事してもらうことによって、地方の活性化をしようというものである。

隊員として採用となった人物は1年から3年程度、嘱託を受けた地域で活動し、地域おこし協力隊員を採用した地方自治体には、総務省から隊員一人につき報奨金の原資として200万円から250万円、活動の原資として150万円から200万円が支給される。4年目以降も地域おこし協力隊として活動してもらうことも可能だが、報奨金及び活動費については特別交付税措置がされないので自治体が負担する。

さらに、隊員が任期の最終年度又は翌年に起業する場合は100万円を上限に経費が支給され、地域おこし協力隊を募集する経費についても自治体当たり200万円まで総務省が負担するという。

令和2年4月1日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地域おこし協力隊の任用形態に変更が生じたが、以前は、自治体と雇用関係がある場合は一般職非常勤職員と特別職非常勤職員の2つに分かれていた。改正法施行後は、特別職の任用の厳格化が一層伴うことになっている。一方、雇用関係のない場合は、地方公共団体から委嘱を受けるものの、地公法の適用はなく、隊員は個人事業主の身分になるが、完全に自由に活動できるわけではなく、活動報告や各種相談等については委嘱した自治体が関与することが求められる。

(3) 開示の対象者について

実施機関は、条例第14条第2号に該当するとして、「地域おこし協力隊の任用形態は自治体により異なり、非開示とした隊員の氏名は自治体が公務員として任用していない者の個人情報であるため。」として非開示としたが、請求人は「地域おこし協力隊員ら」「研修参加者」についての情報を求めたのであり、任用形態が公務員でないから個人情報に該当するという実施機関の主張は失当である。

地域おこし協力隊の制度趣旨に照らし、任用形態の違いを理由にして、隊員の氏名を条例第14条第2号の個人情報と見なすことはできない。

総務省の特別交付税措置がとられており、公金が地域おこし協力隊事業につき込まれていることから、いかなる任用形態であっても、地方自治体が決定した活動に従事するのであるから、首長から委嘱状あるいはそれに相当する公文書が交付されなければならない。

例として、〇〇市では任用形態が職員かどうかに関わらず、隊員に対して市長から委嘱状が交付されている。〇〇市の職員は開示資料を見て黒塗りになっていることに疑問を呈していた。

(4) 公表慣行について

地域おこし協力隊の制度趣旨に照らして、個人情報としての氏名は広く自治体の広報などで活動報告として宣伝されており、非開示とする理由は存在しない。

他の自治体の場合、地域おこし協力隊の活動内容は、ホームページやSNS等で広く公表されており、その中で協力隊員の氏名、職位、所属先も慣行として公にしている。

実施機関のポータルサイトでは県内で活動する協力隊員全員の氏名を公表しており、実施機関の弁明は矛盾している。

(5) 交流会の職務遂行情報該当性について

交流会の情報についても個人情報に当たらず、研修会の一環で実施された行事であることや、実施機関のポータルサイトや広報でも広く写真記事で宣伝されていることから、職務遂行であることは明らかである。

交流会への参加の有無に関しては、平成29年度群馬県地域おこし協力隊交流研修会名簿において黒塗りされておらず、実施機関の弁明は整合性を欠いている。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 公文書の特定について

請求書の記載から、平成29年度第1回群馬県地域おこし協力隊等情報交換会出席者名簿（5／19）、平成29年度第1回群馬県地域おこし協力隊等スキルアップ研修会参加者名簿（6／26）、平成29年度群馬県地域おこし協力隊交流研修会出席者名簿及び平成30年度群馬県地域おこし協力隊情報交換会出席者名簿（5／25）の4件の研修会や情報交換会（以下「研修会等」という。）の出席者の名簿であると特定した。

(2) 地域おこし協力隊について

ア 総務省の地域おこし協力隊推進要綱では、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の活動について規定されている。具体的な活動内容、条件や待遇は募集自治体により様々であるが、雇用や契約等の関係を通じて、地方自治体が決定した地域協力活動に従事している。

イ 県では、地域おこし協力隊の活動支援や隊員同士の連携強化を図る目的から、研修会等を開催している。また、群馬県地域おこし協力隊のポータルサイト「ツナグンマ」（以下「ポータルサイト」という。）を開設し、隊員・OB OGインタビュー記事、隊員の情報や活動報告、市町村からの隊員募集情報、研修会等の情報を掲載している。隊員の情報については市町村及び隊員の判断の下、任意で掲載されている。

(3) 条例第14条第2号の解釈について

ア 研修会等の出席者の氏名については、個人情報に該当し、特定の個人を識別することができる情報に該当すると判断した。

イ 隊員の具体的な活動内容や条件、待遇は募集自治体により様々である。県では県内で活動する隊員の任用形態について、地方公務員としての任用か、地方公務員として任用せずそれ以外の方法によるものか整理し、地方公務員として任用されている隊員並びに県、市町村及び国立大学法人職員は条例第14条第2号ただし書ハの公務員といえと判断した。

ウ 条例第14条第2号ただし書ハは、開示すべき情報を「公務員等」と限定しており、審査請求人の「地域おこし協力隊の任用形態の違いを理由にして、隊員の氏名を個人情報とみなすことはできない」との指摘は当たらない。

エ 地域おこし協力隊情報交換会における交流会は、情報交換会終了後に、隊員同士の交流や市町村職員間での情報共有の場として、隊員、市町村及び

県職員の有志により開催されたもので、職務として交流会への出席を求めるものではなかった。よって、交流会への出席は職務の遂行とはいえない。

なお、交流会の開催にあたっては、別会場に移動した上で経費は出席者からの会費制で実施した。

オ 法令等に出席者の氏名を公にする旨を定めた規程はなく、慣行として公にしているという事情もない。

ポータルサイトでは研修会等の情報が掲載されているが、出席者の氏名を公表することを目的としたものではなく、実際に発表者以外の氏名は掲載していない。このため、条例第14条第2号ただし書イに該当するものではない。

カ 以上から、部分開示決定した公文書以外のものは非開示情報に該当するため、開示すべきでない。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) ポータルサイトへの掲載について

各隊員が任用された際に隊員情報をポータルサイトに掲載するかどうかを確認し、希望した隊員についてのみポータルサイトへ掲載している。現在掲載されている隊員はOB・OGを含めて70名であり、現在の隊員が128名であることから、全ての隊員の情報が掲載されているわけではない。

なお、隊員に任用された場合、市町村の広報等で隊員の紹介が掲載されることはあるが、実施機関として全てを把握しているものではない。

(2) 隊員の任用形態について

各自治体がどのような形態で隊員を任用しているかについて、県への報告はない。直接契約、関係団体との契約又は自治体の職員として任用している場合があるが、これらの契約書は各市町村で保有していると思われる。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「群馬県地域おこし協力隊のポータルサイト「ツナグンマ」の研修会情報に、平成29年5月19日、同年6月26日、平成30年2月12-13日、同年5月25日にそれぞれ研修会がひらかれ、県内各地から参加した協力隊員や市町村職員らが紹介されているが、その際の参加隊員・職員ら参加者の氏名と所属先がわかる情報（名簿、参加者リストの類）。」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、本件公文書の一部について条例第14条第2号本文に該当するとして別表（う）の理由を付して本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、処分の取消し及び非開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味し、本件公文書を見分した結果及び調査をした結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討す

る。

2 本件公文書の特定について

本件公文書は実施機関が地域おこし協力隊の隊員を対象とした研修会等の開催にあたり作成した出席者の名簿である。審査会において本件公文書を見分したところ、別表（あ）欄記載の名簿から構成されており、名簿には出席者である隊員、市町村職員、講師等、報道機関又は実施機関の職員に係る氏名、所属等の情報が記載されていることが認められた。このため、本件請求の内容から、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定したことは妥当である。

3 条例の定めについて

(1) 条例第14条第2号について

ア 条例第14条第2号本文前段は個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接関わる権利であるため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別できるものは、原則として非開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要がないもの、及び個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべきものを本号ただし書で例外的に開示する事項として限定列挙する方式を採用している。また、同号本文後段は、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあり得ることから、補充的に非開示情報として規定したものである。

イ 同号本文前段が規定する「特定の個人を識別できるもの」の範囲は、当該情報に個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体である。照合の対象となる「他の情報」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」が含まれ、これは、他の関連情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

ウ 同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ハ当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するときであっても当該情報を開示しなければならない旨を規定している。同号ただし書イは、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報

として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、同号の非開示情報から除くこととしたものである。「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りると解される。「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることを意味するが、現に公知（周知）の事実であることまでは必要としておらず、過去に公にされたものであっても、時の経過により現に公衆が知り得る状態に置かれていなければ、開示決定等の時点では公にされているとはいえない場合があり得ると解する。また、同号ただし書は、実施機関の諸活動を説明する責任と公務員の個人としても権利利益を十分に保護することの調和を図ることを目的としてどのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ特定の公務員が識別される結果になるとしても、当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、個人に関する情報としては非開示とはしないこととする趣旨である。

(2) 条例第14条第3号について

条例第14条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報については同号ただし書に該当しない限り開示する旨を定めている。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものに含まれるが、当該事業に関する情報として、法人その他の団体に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、条例第14条第2号の個人に関する情報からは除外しているものである。

4 審査会における調査について

審査会において、本件処分で氏名を非開示とされた隊員に係る情報の公表状況及び任用形態について各市町村へ調査した結果は次のとおりであった。

(1) 情報の公表状況

審査会が各市町村に確認したところ、複数の市町村において新規に隊員となった者の氏名等の情報を広報誌に掲載することとしていることが認められた。また、ホームページで隊員の氏名等を掲載している市町村における当該隊員情報の掲載期間は各隊員の任期中を原則としているが、ホームページを更新するタイミングが遅れるなどの事情により任期終了後であってもホームページに隊員の氏名等の情報が掲載されている場合があるとのことであった。このほか、市町村の広報誌等に隊員の活動報告を掲載している市町村も認められたが、いずれも隊員の本件公文書に係る研修会等への出席の状況について公表していると判断できるものはなかった。

(2) 任用形態

審査会が各市町村に確認したところ、実施機関が公務員等に当たらないとして氏名を非開示とした者のうちに、臨時職員や嘱託職員として当該市町村に雇用され、条例第14条第2号ただし書ハの公務員等に該当する者がいることが認められた。

5 非開示情報該当性について

本件公文書のうち、一部の出席者の氏名及び交流会の出席に関する情報が条例第14条第2号に該当するとして非開示とされていることから、同号該当性について検討する。

(1) 出席者の氏名について

ア 出席者の氏名は条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

イ 請求人は総務省の特別交付税措置がなされていること及び「地域おこし協力隊員ら」「研修参加者」についての情報を求めたのであり、任用形態が公務員でないため個人情報に該当するという実施機関の主張は失当であり、地域おこし協力隊の制度趣旨に照らし、地域おこし協力隊の任用形態の違いを理由に個人情報と見なすことはできない旨主張する。

しかし、条例第14条第2号本文前段は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを原則的に非開示とした上で、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名を当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、個人に関する情報としては非開示とはしないこととする趣旨である。このため、隊員の氏名が条例第14条第2号本文前段の個人に関する情報に該当しない旨の請求人の主張は条例の解釈を誤ったものであり採用できず、本件公文書に係る研修会等の出席者の氏名は原則として非開示情報に該当する。

ウ 条例第14条第2号ただし書イ該当性

(ア) 本件公文書に係る研修会等に出席した者の氏名が慣行として公にされている場合、条例第14条第2号ただし書イにより開示すべきであるため検討する。

(イ) 各市町村における隊員の氏名等の公表状況は審査会における調査の状況のとおりであり、各市町村の広報誌やホームページで本件公文書に係る研修会等への各隊員の出席の状況を公表しているものとは認められなかった。このため、本件処分時において、隊員が本件公文書に係る研修会等に出席したか否かという情報は公にされ、又は公にすることが予定されていた情報とはいえ、同号ただし書イには該当しない。

なお、隊員の氏名等をホームページにて掲載している市町村においても、当該情報の掲載期間を原則として各隊員の任期中としているとのことから本件公文書に記載された全ての隊員の任期が終了している本件処分

時点において各市町村が慣行として各隊員の氏名を公表しているとも認められない。

(ウ) 実施機関が運営するポータルサイトでは隊員の募集状況、活動状況及びインタビュー記事のほか、研修会等の実施状況が掲載されていた。研修会等の実施状況のページには、講師や報告者の氏名が掲載されており、別表項番3の「講師等2」の氏名については、本件公文書の対象となる研修会等へ講師として出席した旨の情報が掲載されていることが認められた。このため、当該講師の氏名は条例第14条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。しかし、このほかの隊員の研修会等への出席状況が掲載されているとは認められなかった。

エ 条例第14条第2号ただし書ハ該当性

(ア) 隊員のうち、市町村に任用され、公務員等である者については、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、条例第14条第2号ただし書ハの規定により開示すべきであるため検討する。

(イ) 実施機関は公務員として任用されている隊員の氏名を開示し、その他の隊員の氏名を非開示としたとしている。しかし、審査会による調査の結果、本件処分において実施機関が氏名を非開示とした隊員のうちに各市町村から任用され、公務員等である者が認められた。

隊員が公務員等として任用されている場合、地域おこし協力隊に係る研修会等へ出席することは職務の遂行に係る情報であると考えられる。このため、本件公文書に係る研修会等への出席者のうち公務員等として任用されている隊員の氏名は、同号ただし書ハに該当する。

オ したがって、別表(え)欄に示す出席者の氏名は、条例第14条第2号本文前段に該当するが同号ただし書イ又はハにも該当するため、開示すべきである。その他の出席者の氏名については条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 交流会への出席の情報について

情報交換会に関連して行われた交流会への出席の状況は条例第14条第2号前段の個人に関する情報に該当する。そして同号ただし書ハが規定する公務員等の職務遂行情報に該当する場合は開示すべきであるため検討する。

実施機関の説明によると交流会は隊員同士の交流を目的として情報交換会終了後に別会場へ移動し、出席者から会費を徴して開催したものであるため、公務員の職務の遂行に当たらないとのことである。

当該実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから交流会への出席に関する情報は職務の遂行に関する情報とは認められず、同号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) なお、隊員の中には個人事業主として事業を営む者が認められたが、本件

公文書に係る研修会等への出席により報酬が得られるものではなく、研修会等への出席そのものを個人事業主の事業活動と認めることは困難であり、条例第14条第3号本文に該当するものではない。

6 請求人のその他の主張について
請求人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論
以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過
当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 6月 21日	諮問
令和 4年 8月 5日 (第87回 第一分会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 4年 8月 22日 (第88回 第一分会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 4年 9月 26日 (第89回 第一分会)	審議
令和 5年 2月 2日 (第90回 第一分会)	審議
令和 5年 3月 3日 (第91回 第一分会)	審議
令和 5年 6月 21日	答申

項番	(あ) 公文書の表題等	(い) 開示しない部分	(う) 開示しない理由	(え) 開示すべき部分
1	平成29年度 第1回群馬県地域おこし協力隊等情報交換会出席者名簿	協力隊5の氏名	地域おこし協力隊の任用形態は自治体により異なり、非開示とした隊員の氏名は、自治体が公務員として任用していない者の個人情報であるため。	
		協力隊25の氏名		
		協力隊26の氏名		
		交流会の出席情報の全て	情報交換会後の交流会は、個人情報であり、職務遂行情報ではなく、公開された他の情報から明らかになるものではないため。	
2	平成29年度第1回群馬県地域おこし協力隊等スキルアップ研修会参加者名簿（6/26）	地域おこし協力隊員1の氏名	地域おこし協力隊の任用形態は自治体により異なり、非開示とした隊員の氏名は、自治体が公務員として任用していない者の個人情報であるため。	
		地域おこし協力隊員2の氏名		
		地域おこし協力隊員7の氏名		
		地域おこし協力隊員17の氏名		氏名
		地域おこし協力隊員20の氏名		
		地域おこし協力隊員21の氏名		
		地域おこし協力隊員22の氏名		氏名
		地域おこし協力隊員23の氏名		氏名
		地域おこし協力隊員24の氏名		氏名
		地域おこし協力隊員25の氏名		氏名
地域おこし協力隊員26の氏名	氏名			
3	群馬県地域おこし協力隊交流研修会出席者名簿	協力隊員1の氏名	地域おこし協力隊の任用形態は自治体により異なり、非開示とした隊員の氏名は、自治体が公務員として任用していない者の個人情報であるため。	
		協力隊員2の氏名		
		協力隊員3の氏名		
		協力隊員4の氏名		
		協力隊員6の氏名		
		協力隊員7の氏名		
		協力隊員20の氏名		氏名
		協力隊員21の氏名		氏名
		協力隊員22の氏名		氏名
		協力隊員23の氏名		氏名
		協力隊員28の氏名		
		講師等2の氏名		氏名
		報道1の氏名		
報道2の氏名				
4	平成30年度群馬県地域おこし協力隊情報交換会出席者名簿（5/25）	地域おこし協力隊員1の氏名	地域おこし協力隊の任用形態は自治体により異なり、非開示とした隊員の氏名は、自治体が公務員として任用していない者の個人情報であるため。	
		地域おこし協力隊員2の氏名		
		地域おこし協力隊員4の氏名		
		地域おこし協力隊員5の氏名		
		地域おこし協力隊員6の氏名		
		地域おこし協力隊員7の氏名		
		地域おこし協力隊員34の氏名		氏名
		地域おこし協力隊員35の氏名		
		地域おこし協力隊員36の氏名		
		地域おこし協力隊員37の氏名		氏名
		地域おこし協力隊員38の氏名		
交流会の出席情報の全て	情報交換会後の交流会は、個人情報であり、職務遂行情報ではなく、公開された他の情報から明らかになるものではないため。			